

市第59号議案

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年12月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の 1 項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第26条第 1 項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第 2 項中「第 2 項」の次に「及び第 6 項」を加える。

第27条第 1 項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例第26条

第 1 項の規定により作成された更生計画は、この条例による改正後の横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例第26条第 1 項の規定により作成された個別支援計画とみなす。

### 提 案 理 由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基  
準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（生活指導等）

第21条 （第1項から第5項まで省略）

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏  
まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

（生活指導等）

第26条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所  
者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の  
精神及び身体の状態に適合する 個別支援計画  
更生計画 を作成し、これに基  
づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第21条（第  
2項 及び第6項 を除く。）の規定を準用する。

（作業指導）

第27条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の 個別支援計画  
更生計画 に  
従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得さ  
せなければならない。

（第2項省略）